

こども政策推進会議、こども家庭審議会、こども未来戦略会議の位置付けについて

	こども政策推進会議	こども家庭審議会	こども未来戦略会議
根拠	こども基本法（第17条）	こども家庭庁設置法（第7条）	全社本部決定
構成員	会長：総理 会長代理：こども家庭庁担当大臣 委員：閣僚のうち、総理が指定する者（全ての閣僚） （基本法第18条第2項及び第3項）	委員（優れた識見を有する者のうちから、総理が任命する者） （設置法第7条及び審議会令第2条）	議長：総理 副議長：全社大臣 こども家庭庁担当大臣 構成員：関係閣僚、有識者、経済界・労働界、地方3団体
所掌	1. こども大綱の案の作成 2. こども施策に関する重要事項の審議、こども施策の実施の推進 3. 関係行政機関相互の調整 （基本法第17条）	1. 総理、関係各大臣、長官の諮問に応じて、基本的な政策に関する重要事項の調査審議 2. 上記重要事項に関し、（自ら調査審議し）、総理、関係各大臣、長官に意見陳述 3. その他重要事項の調査審議等 （設置法第7条）	小倉大臣の「加速化プラン」を踏まえ、こども・子育て政策の抜本強化や、将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠について議論。
庶務	こども家庭庁	こども家庭庁	内閣官房全社事務局

- ・「こども基本法」に基づき、「こども大綱」（こども関連既存3大綱を一元化。5年に一度策定。）の案を作成することとされている「こども政策推進会議」を開催し、大綱の素案を「こども家庭審議会」で作ることを決定。
- ・「こども未来戦略会議」では、「加速化プラン」を踏まえ、必要な政策強化の内容、予算、財源について更に具体的な検討を深め、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠について議論。